

# 3月決算総特集

## III

# 遡及適用、注記に留意 公共施設等運営事業の 会計処理・開示のポイント

新日本有限責任監査法人  
公認会計士 西野 恵子

### はじめに

2017年5月2日に企業会計基準委員会から実務対応報告35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」(以下、「PFI取扱い」という)が公表されている。PFI取扱いは2011年に改正された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」(以下、「PFI法」という)に基づき導入された公共施設等運営権を民間事業者に設定する制度(以下、「公共施設等運営権制度」という)を前提に、公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等について、実務上の取扱いを示したものである。本稿ではPFI取扱いの概要、および適用初年度の3月決算期

に留意すべきポイントを解説する。なお、本稿における意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

### 適用範囲

PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設・維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う新しい手法である。PFIは次のように分類される。

- ・ BTO(Build Transfer Operate)方式：建設・資金調達を民間が担い、完成後は所有権を公共に移転し、一定期間、運営を同一の民間に委ねる方式
- ・ BOT(Build Operate Transfer)方式：民間が施設を建設・維持管理・

- 運営し、契約期間終了後に公共へ所有権を移転する方式
- ・ BOO(Build Own Operate)方式：民間が施設を建設・維持管理・運営し、契約期間終了後も民間が施設を所有し続ける方式
- ・ RO(Rehabilitate Operate)方式：民間が施設を改修した後、その施設を管理・運営する方式

PFI取扱いの対象となる公共施設等運営事業は、道路、空港、水道等の公共施設、庁舎等の公用施設、教育文化施設等の公益的施設など、利用料金の徴収を行う公共施設等について、当該施設の所有権を公共主体が有したままで、公共施設等運営権を民間事業者を設定する制度である(図表1)。これは、前記のPFIの分類のなかでは、BTO方式の実施方法の1つで、運営権をみなし物

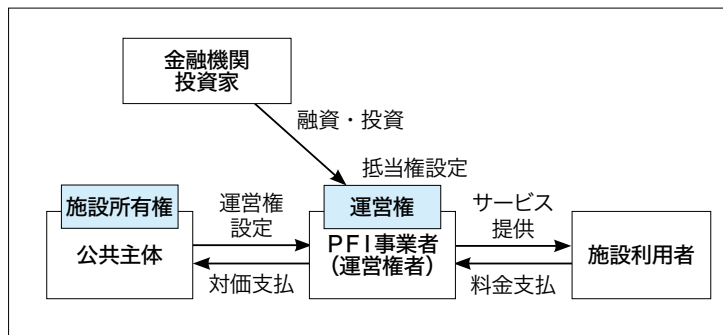
権として民間に売却し、民間が一定期間運営するコンセッション方式のPFIである。

### 公共施設等運営権に関する会計処理

#### (1) 取得時の会計処理

管理者等と運営権者との間で締結された実施契約(PFI法22条1項に規定する公共施設等運営権実施契約)において定められた公共施設等

(図表1) 公共施設等運営権制度のイメージ



(出所) 総務省ウェブサイトに基づき筆者作成